

## 「言語感覚」の概念に関する一考察

浅田 孝 紀

はじめに

「言語感覚」<sup>①</sup>という用語は日本の国語教育界においてはよく用いられ、言葉自体は既に定着したと言ってよいが、最近はこの用語が自明のものとして流布してしまっているという感がある。しかしながらその内実が明らかになっていない<sup>②</sup>ことは従来から指摘されている通りであり、これまでもその概念規定を試みたいいくつかの先行研究があるにも関わらず、依然として必要にして十分な成果があがっているとは言いがたい。このことは「言語感覚」なる用語が、「感覚」という語を比喩的に伴いつつ、多様な意味で広く一般に用いられていることに起因しているといえよう。その点で「言語感覚」の概念を規定しつくすことは多分に困難である。

だが、「言語感覚」と呼ばれるものの中の非常に大きな一局面に関しては、従来以上に包括的な視野からの再規定が可能であると考えられる。小稿ではその局面に絞り、いくつかの先行研究を発展的に継承しながら、「言語感覚」の概念を捉え直すことを試みたい。

### 1. 一般語としての「言語感覚」と従来の概念規定

すでに指摘されている通り、「言語感覚」なる言葉は学術用語ではなく、一般語として使用されてきたものである<sup>③</sup>。すなわち、「言語の感覚」という意味合いで用いられているわけである。ただし、この「言語の感覚」には二通りの解釈があるようで、一つは「言語についての感覚」すなわち「言語に関して人間が持っている感覚」であり、今一つは「言語自体の感覚」すなわち「言語そのものに付随している感覚」ということである。後者は狭義の「語感」すなわち「語句のニュアンス」とほぼ同様の意味であると見られ、これも含めて両者の総称として「言語感覚」という語を用いる場合もある。だが、国語教育界においては、前者の意味において用いられることが比較的多いようである。このことは「言語感覚」について従来試みられてきた概念規定を見れば首肯できるところである。

「言語感覚」の概念規定（乃至定義づけ）として挙げられる代表的なものは、林大氏の手になる次の記述であろう。

言語に対するセンス。一々の言語活動の具体的な場面に当たって、どのような表現活動をするのが最も適切であるかを判断し、また理解活動について、与えられた表現を最も適切に評価する能力である。言語の選択と評価の基準には、事実との対応性または事実への妥当性（当否）、言語的標準への一致（正邪）、美的感覚の満足（美醜）などがあって、それぞれにきめのこまかな判定のできることが、言語感覚を豊かにすることになる<sup>④</sup>。（下線引用者）

この林氏の記述を手がかりとして「言語感覚」に関する整理・考察を行った文献が数点見られる。例えば「語感」との対比において考察を試みた須藤増雄氏<sup>65</sup>や、「言語感覚」の概念に関する詳細な下位分類を行った甲斐睦朗氏<sup>66</sup>のものなどは重要な文献といえるが、中でも「言語感覚」の明確な概念規定を試みたものとしては、田近洵一氏の次の記述が挙げられよう。

言語感覚とは、表現・理解の言語行動における、言語あるいはその使い方に対する主体の感じ方（直観的に何かを感じる主体の内的な働き）である<sup>67</sup>。（下線引用者）

田近氏はこれに続けて、「言語感覚」の分類を、「対象による分類」と「働きによる分類」とに分け、前者を、①表現の正誤に対する感覚、②表現の適否に関する感覚、③表現のニュアンスに対する感覚、後者を、A認識のあり方（もののとらえ方）に関する感覚（3項目）、B伝達のあり方（ひとつのかかわり方）に関する感覚（2項目）に下位分類している。特に前者の③表現のニュアンスに対する感覚については、「一般に、美醜の感覚だけが取り上げられているが、さらに、語感や文体の感じなどを敏感に感じ取ったり、味わったりする言語的な感受性を、広く視野の中に入れる必要がある<sup>68</sup>。」と述べている。傾聴すべき見解といえるであろう。

さて、これら両氏の概念規定の中で、特に問題と思われる箇所を挙げてみよう。（下線部参照）まず林氏においては、

- ① 言語表現に関し「判断し」「評価する」と明言していること。
- ② 「言語感覚」を「能力」としていること。

また田近氏においては、

- ③ 「何かを感じる」という表現がなされていること。

以下、この3点についての検討を中心に置きつつ、「言語感覚」の概念について考えていくこととしたい。

## 2. 「言語感覚」における「判断」と「評価」

表現活動においては「どのような表現活動をするのが最も適切であるかを判断」すること、理解活動においては、「与えられた表現を最も適切に評価」することと、林氏は述べている。氏がこの「判断」や「評価」をいかなる意味において用いているかは図りかねるが、後に「きめのこまかな判定のできること」とあることを併せ考えると、ここでいう「判断」なり「評価」なりには、言語主体の積極的な思考が介在するかのように受け取れる。すなわち、言語主体が言語表現に関し、明確な根拠を意識した上で「判断」したり「評価」したりするかのようである。しかし、「言語感覚」という場合、そのような積極的な思考は必ずしも必要ではないはずである。

ここで「言語感覚」という場合の「感覚」について考えておかねばならない。これは勿論心理学で言うところの「感覚」すなわち視覚や触覚のような「五感」といわれるものではない。むしろ「感受性」というものに近く、普通にはそのような意味において用いられていると見られる。例えば、「彼女は感覚的な文章を好む。」などという場合、これは「彼女は感受性に訴えかけてくるような文章を好む。」というような意味であり、この場合の「感覚的な文章」というのは、「論

理的な文章」や「ごく普通の文章」などとは異質なものとしてとらえられているわけである。

「言語感覚」における「感覚」が「感受性」と近似的な意味を持つものであるならば、積極的に思考した上で「判断」したり「評価」したりするのは、必ずしも必要なことではない。これは特に言語表現の美醜（あるいはニュアンス）が言語主体に意識されている場合、特に顕著であると言える。例えばある人が「Aさんの文章は何となくきれいだと思うけど、Bさんの文章はあまりそう思わない。」などという場合、この人はAさんの文章について、「きれいだ」とは思うが、その理由について明確な思考ができておらず、従って「何となくきれいだ」という曖昧な「評価」を下しているわけである。ことは美醜（ニュアンス）ばかりとは限らない。例えば「国民皆が健康であるよう祈ります。」と言わずに「国民皆が健康であるよう希望します。」と言った場合、後者の表現を「何となく」不自然だ（あるいは、誤っているようだ）と思う場合もあるであろう。ここでもやはり曖昧な「評価」が下されているわけである。このように正誤や適否が言語主体に意識される場合においても、その言語主体の意識が明確にならぬままに「評価」される場合もあるのである。だが、これらの「評価」を下しているものに対し「言語感覚」が鈍い（乏しい）とは言えない。

表現活動においても同様である。例えば「出席者全員の合意が得られた。」と言う意味の表現をする際、「合意」と言う言葉を使わずに「出席者全員のコンセンサスが得られた。」と述べたとする。この場合「コンセンサス」という外来語を、「どのような表現活動をするのが最も適切であるかを判断」して用いる場合もあれば、その方が「何となく」好ましく思えて用いる場合もあるであろう。そして後者の場合にも「言語感覚」が鈍い（乏しい）とは言えないはずである。勿論、「判断」や「評価」をする場合、その根拠が明確に意識されぬままに、「何となく」「判断」したり「評価」したりする場合はいくらかもある。すなわち先に筆者が、林氏がこれらの語をいかなる意味において用いているかは図りかねると述べた所以である。しかし「判断」や「評価」という語を用いる場合、そこに言語主体が明確に意識した根拠があるものとの誤解を受けやすい。

さらに、次のような場合を考えてみよう。ある人が「甲さんの文章と乙さんの文章とでは、具体的には説明できないけれど、何となく雰囲気が違う。」と言った場合、この人は「与えられた表現を最も適切に評価」しているわけではない。ただ単に甲さんと乙さんの文章の雰囲気が違うと感じているだけである。しかし、両者の違いを感じ取れるということ自体、立派な「言語感覚」の現れであろう。両者の違いを明確な根拠を以って認識（ここでは「はっきり意識すること」の意で用いる）した場合も、単に感得しただけである場合も、そこには明らかに「言語感覚」が働いているといえる。そしてこれは表現活動を行う場合にも同様であると考えられる。例えば『彼の結婚記念パーティーに招かれた。』と表現するのと『彼の結婚記念パーティーに招待された。』と表現するのとでは、どちらの方がよいということはないが、雰囲気は変わる。」などという場合がありうる。このような場合、表現者が「どのような表現活動をするのが最も適切であるかを判断」しているわけではない。しかし両者の雰囲気の違いを感得している点において「言語感覚」を働かせていることになるわけである。

ここにおいて、「言語感覚」の概念規定に際し、表現と理解に分けた上で、前者に「判断」を、後者に「評価」を対応させて二元的にとらえる必然性は薄れてくることになる。要は、表現する場合でも理解する場合でも、ある具体的な言語表現に関し、何らかの「認識」乃至「感得」をすることが「言語感覚」の働きとして重要なものであると考えられるわけである。

### 3. 「能力」としての「言語感覚」

竹長吉正氏は「言語感覚」に関する史的考察とレビューを行う中で、戦後においては「言語感覚」を「能力」としてとらえる考え方が定着した、「言語感覚」を国語科教育が目標とする一つの言語能力として明確に位置づけるようになった」と述べている<sup>99</sup>。この言の通り林氏も、先の概念規定において「言語感覚」を「能力」であるとしており、筆者はこの見解を支持するものである。ただし先に見た如く、林氏の概念規定では「判断」し「評価」すると述べられており、「判断」や「評価」に対し、言語主体がその根拠を明確に意識するのであれば、「言語感覚」を「能力」とすることに問題は無い。だが、前述したように根拠を明確に意識せぬままに「感得」する場合を含むということになると、それが「能力」であるか否かについての言及が必要になってくるであろう。実際、「言語感覚」が「能力」であることを論証しようとした文献は見当たらない。そもそも、「感じる」というのは「能力」なのであろうか。

「能力」の定義については、教育学や心理学でも立場が分かれる。知的能力・学力などの認知的なものを優先する立場から、知・情・意や身体的側面のすべてといった全人格的なものとしてとらえる立場まで様々である。そして、そこに「感じる（感受する・感応する）」ことを含めるか否かについても、それぞれの立場によって異なってくる。そこでここでは、「能力」を比較的広くとらえる立場の説を採り入れながら、筆者の考えを加えていくこととする。

勝田守一氏は「能力」を社会との関係で4つのカテゴリーに分類し、次のように整理している。

- ① 生産の技術に関する能力。
- ② 人間の諸関係を統制したり、調整したり、変革したりする能力。
- ③ 科学的能力とよばれる自然と社会についての認識の力。
- ④ 世界の状況に感応し、これを表現する能力。

そして④に関し、

これを既成のジャンルの芸術にかかわる能力に限定したくない。もっと広い人間的な力であり、だから世界に感応しながら、表現し、逆に表現によって感動を豊かにする能力だといいたいのである。

と述べている<sup>100</sup>。勝田氏の場合は「感応しながら、表現し」とあるように、この能力は表現を伴うものとしている。だがこれは、「感応」しても「表現」しなければ④の能力にはならない、という意味には解しにくい。どちらか一方のみが現れた場合でも、この能力が発現されたと見るのが自然であろう。ところで先に筆者が「表現する場合でも理解する場合でも」と述べたように、「言語感覚」には必ずしも表現を伴わない。それゆえ、勝田氏の考えは「言語感覚」を「能力」

とする上で、重大な示唆を与えてくれるものである。

また、広岡亮蔵氏は能力＝学力という立場に立った上で、「人間的な学力」の特質として

1. 発達保証としての学力
2. 知識などの過程を大切にする学力
3. 全人的な深い能力

を挙げている。主として教科教育に関わるものは2であり、ここでは知識・技術・芸術などの人類文化の獲得とその過程を重視している。そして、これよりも「より内部に位置する能力」として3を挙げ、主として人間の性格的・思想的な面についてではあるが、次のように述べている。

「見かた・考えかた・感じかた・行いかたなど」が、知識・技術・芸術の結果プラス過程よりも、より深層に位置する内在能力であろう。私たちが人間的能力と呼んでるのは、考えかた・感じかたなどの内在能力のことではなからうか。……従来の学力論で「態度」という名で呼ばれてきたものは、かなりあいまいであった。……そこで私は、「感じかた・考えかた・行いかた」などの心意傾性によって、人間的な内在能力を言いあらわすのも、よい表わしかたではないかと考える<sup>(4)</sup>。(傍点原文)

学力一般や道德教育と深く関わる事柄であるため、「言語感覚」との接点が難しいところであるが、筆者としては、氏が「感じかた」というものを「能力」の中に位置づけ、しかも「全人的な深い能力」を、教科教育に関わる学力よりも「より内部に位置する能力」としている点に注目したい。これが「より内部に位置する能力」であるならば、言語に関し「感得する」ことは「全人的な深い能力」と密接に関係づけうると考えるからである。さらに言えば、例えば目上の人に対して敬語を使う時に「言語感覚」が発揮されるならば、それは言葉の知識の問題であると同時に全人格的な問題でもある。そういう意味で「言語感覚」は、氏の言う「知識などの過程を大切にする学力」と「全人的な深い能力」の両方にまたがるものであるともいえるであろう。

これら両氏の説の上に、さらに「言語感覚」に固有の事柄を考えてみる。「言語感覚」を「能力」と見なすか否かについて見方が分かるとすれば、それは「正邪」や「当否」よりも、より多く「美醜（ニュアンス）」についての部分に関わるものであろう。ある言語表現を美しいと感じるか否かは個人の好悪によるところが大きく、それを「能力」と見なすことには問題がある、ということになるのである。勿論、この観点だけからすれば、「言語感覚」を「能力」と見なすのは無理である。

そこで、観点を変えてみたい。ある言語表現に関し、「美しいと感じるか否か」ではなく、「美しさの感じ方に相違が現れる」ということ自体に着目したいのである。例えば、次のような例を考えてみる。

- a. いにしえの奈良の都を思う。
- b. 昔の奈良の都を思う。

aとbの2つの文を比べた時、ある人がaをbより美しいと感じたとする。それは勿論「いにしえ」と「昔」という用語選択の違いが原因となって生じた考え方である。ところで、この人が

「いにしえ」を「昔」より美しいと感じた理由としては、①「昔」が相当程度時間の離れた過去を表す一般的な語であるのに対し、「いにしえ」はより古典的・雅語的な語である。②一般に、「昔」より「いにしえ」の方が現在との時間的距離が大きい<sup>(12)</sup>。などが挙げられよう。そして、これらの事柄を知識的に、あるいは経験的に身につけているからこそ、「美しさ」の感じ方に差が出てきたわけである。逆に、bの方について、例えば「いにしえ」より「昔」の方が簡潔で、明瞭な感じがするとか、「昔」は漢字表記であるため「いにしえ」よりも格調の高さを感じる、などという別の「美しさ」を感じることもありえよう。どちらを美しいと感じるかではなく、両者の相違を知識や経験として身につけているということが重要であると考えられる。(これは、複数の表現を比較する時ばかりではなく、1つの表現について感じる場合も同様である。例えば先のaの文だけを見て美しいと感じた場合、表面的には1つの表現を見ているだけであるが、実際にはbのような表現との比較が、意識的にせよ無意識的にせよ行われていると見られるからである。このことについては次節で述べる。) 身につけているものがなければ美醜を感じることはできないはずである。このような観点からすれば、「言語感覚」を「能力」と見ることは十分可能であろう。

#### 4. 「言語感覚」によって感じる「何か」とは

田近洵一氏の概念規定においては「直観的に何かを感じる」という表現がなされている。本節ではこの「何か」とは何であるかを考察していく。

これまでのところで、「言語感覚」とは、言語表現の正邪や、当否や、美醜(ニュアンス)などに関し、「認識」乃至「感得」する「能力」であるという考え方を示してきた。田近氏の言う「何か」とは、こうした「正邪」「当否」「美醜」などを包含したものであると思われる。そこで、こうした「正邪」「当否」「美醜」などは、巨視的にとらえるとどのようなものであるかという、本質的な部分についての考察が必要になってくる。ここでは便宜上、従来通りの「正邪」「当否」「美醜(ニュアンス)」の3つに分けて具体的に考察してみよう。

##### ①「正邪」について

a. 太郎は明日も学校へ行く。

b. 太郎は明日も学校へ行った。

この場合、bの例文は明らかに誤りであると考えられるが、それが何故誤りであるのかというと、aにおいては「明日」と「行く」という用語選択に関し、時制の上での整合性が認められるのに対し、bにおいては「明日」と「行った」の間に不整合が起こっているわけである。この場合、aは通常の社会言語体系<sup>(13)</sup>に則ったものであるのに対し、bは則っておらず、時制の点で明白な不整合が起こっているために誤りだとされるわけである。そしてこれは、bの例文が単独で現れた場合でも、言語主体(理解する場合は勿論、意図的に誤文を作り出す、すなわち表現する場合も)は意識的乃至無意識的にaのような正しい文との比較を行っていると考えられる。ここにおいて言語主体は、表現乃至理解される個別的な言表と、通常の社会言語体系との間の差異

を、認識乃至感得しているといえるであろう<sup>(4)</sup>。

## ②「当否」について

c. クラス全員で裁判所を見学しに行った。

d. クラス全員で裁判所を見物しに行った。

この場合、dの例文は通常は不自然なものとされる。「クラス全員で裁判所へ行く」というのは、単なる物見遊山として行われるものでない限り、「見学」というのが普通であろう。dの例文は文法的には正しい文であるのだが、用語選択の上では通常行われないことがなされているため、不自然だとされるわけである。ここでも①と同様、cは通常の社会言語体系に則ったものであるのに対し、dはそこからやや外れたものであるため不自然な文ととらえられ、dが単独で現れた場合でも、言語主体は意識的乃至無意識的にcのような自然な文との比較を行っていると考えられる。

ところで、「当否」については次のような場合も考えに入れる必要があるだろう。

e. たくさん買ってあげる。

f. ぎょうさん買うたる。

eとfはともに同意の正しい文であるが、eは共通語であるのに対し、fは方言である。言語主体がeを自然な文と感じ、fを不自然な（あるいは、違和感のある）文と感じた場合、それはeが言語主体にとって通常の社会言語体系に則った表現であるのに対し、fはそこから外れたものだからである。ところが、fが自然な文であり、eに違和感を覚えるという場合もある。これは、fがその人の属する集団において日常的に用いられている社会言語体系に則った表現だからである。こうしたことは、方言のような地域集団に根ざすものばかりでなく、さまざまな集団において同様のことがありえよう。（例えば、所謂「仲間ことば」「業界用語」の類は、他の人々にとっては不自然な表現であることが多い。）

このように「当否」についても①の場合と同様に、言語主体は、表現乃至理解される個別的な言表と、通常の社会言語体系との間の差異を、認識乃至感得しているといえよう。ただし、ここで「通常の社会言語体系」とは、その言語主体が属する集団におけるものであると考えるべきであろう。

## ③「美醜（ニュアンス）」について

g. 次郎が空の星になった。

h. 次郎が亡くなった。

i. 次郎が死んだ。

j. 次郎が死にやがった。

いずれも次郎が死んだことを表現している文であるが、gは比喩的な表現、hはごく一般的だが婉曲的・敬語的に用いられる表現、iは全く一般的ないわばニュートラルな表現、jは軽蔑的に用いられる表現である。ある言語主体が、gを美しいと感じ、jを醜いと感じたとすると、それは一般によく用いられるhやiに比べて、gが比喩的で、しかも「空の星」という通常美しい

とされるものに例えられているからであるのに対し、jは「やがる」という軽蔑的な語が用いられているからである。そしてこれは、gやjが単独で用いられた場合でも同様で、言語主体がhやiとの比較を、意識的乃至無意識的に行っているものと考えられる。ここでも①や②と同様、hやiは通常の社会言語体系に則ったものであるのに対し、gやjはそこからやや外れたものであるため、美しいとか醜いなどとされるわけである。

では、hとiを比べた場合はどうであろうか。先述したようにhもiも一般的なものである以上、言語主体がhとiの間のニュアンスの違いを感じても、それは「通常社会言語体系」との比較の結果であるとはいえない。すなわち、通常社会言語体系に則ったほぼ同意の表現であっても、待遇性の有無などによって、それら個別の言語表現の間のニュアンスの違いを感じることはありうるわけである。

このように考えると「美醜（ニュアンス）」についても、①や②と同様、表現乃至理解される個別的な言表と、通常社会言語体系との間の差異を認識乃至感得するということがあるわけであるが、それに加えて、個別的な言表相互の差異を認識乃至感得するということをも加える必要性が出てくることになるといえよう。

## 5. まとめ

以上のところをまとめると、「言語感覚」には次のような局面があると規定することが可能であろう。

言語主体が言語を表現乃至理解する際、表現乃至理解される個別的な言表と、その言語主体が属する集団における通常社会言語体系との間の差異や、個別的な言表相互の差異を、認識乃至感得する能力。

付言するならば、例えば先の例文jのような表現を言語主体が用いる場合、jとiなどとの差異をその言語主体が認識乃至感得しているならば、たとえ「醜い」とされる表現を用いていても、その言語主体には「言語感覚」が備えられていることになる。だが、それを全く認識も感得もせず、恒常的に用いているのであれば、その言語主体には「言語感覚」が不足していると考えてよいであろう。

この他、例えば言葉を次々に連想していったり、他人の言葉尻をとらえたり、幼児が言語を習得したりといった事柄は「言語感覚」ではないのか、あるいは所謂語彙力や読解力、表現力などとの関係はどうなるのか、など解決すべき問題は多い。これらは今後の課題としたい。

## 注

(1) 「言語感覚」にはこれに該当する訳語（英語）がないのであるが、竹長吉正氏が「『言語感覚』教育の歴史と課題（上）（下）」（『埼玉大学紀要 教育学部（人文・社会科学）II』1983, 1984）の英文要旨で、「言語感覚」を“Language Sense”と訳しているの、小稿の英文タイトルもそれに従うことにする。



- (2) 最近の例で言えば、例えば中洸正氏は「言語実践感覚」という用語を用い、それを「言語表現感覚」と「言語受容・認識感覚」に分けている。これに対し、足立悦男氏は「言語感覚の育成」は「言語認識」の指導によるべきだとし、中洸氏とは若干異なる考えを示している。(共に『月刊国語教育研究』237号, 1992・2) 両者とも貴重な見解ではあるが、こうした見解の相違が生じてくるのは、やはり「言語感覚」の内実が明らかになっていないからであろう。
- (3) ただし一般語とはいっても、熟したものではなく、国語辞典類にも見出し語として掲げられてはいない。このことは諸氏の論考でも触れられている。
- (4) 『学習指導要領用語辞典』(1971, 帝国地方行政学会) p. 268
- (5) 須藤増雄「言語感覚の育成」(全国大学国語教育学会編『国語科教育』第26集, 1979)
- (6) 甲斐睦朗「言語感覚の概念」(愛知教育大学国語国文学研究室編『国語国文学報』第46集, 1988・3)
- (7) 田近洵一「言語感覚の指導」(『現代国語教育への視角』1982, 教育出版) p. 255
- (8) 注7同上
- (9) 注1記載論文に同じ。ただしこの記述は(下)による。
- (10) 勝田守一『人間の科学としての教育学』(1973, 国土社) pp. 51~54。なお勝田氏は「言語能力」と「運動能力」を、①~④の全体制を支えるものとして位置づけているが(同上書p. 54図解), ここでいう「言語能力」は狭い意味での「言語能力」(読み, 聞き, 書き, 話す能力)のことであろう。
- (11) 広岡亮蔵『現代の学力問題』(1987, 明治図書) pp. 23~39
- (12) ただしこれは、あくまで「いにしえ」を現代語としてみた場合である。古語であれば、『万葉集』などにおいて「いにしへ」は「むかし」より「今」との時間的距離が近いとする説もある。(例えば西郷信綱『神話と国家—古代論集—』1977, 平凡社, p. 178)
- (13) 「社会言語体系」の語は、湊吉正『国語教育新論』(1987, 明治書院) p. 2の記述による。なお、湊氏は既に「言語感覚」について、「端的に言語感覚を規定するならば、それは、音声・文法・語彙など社会言語としての言語形式そのものについて、そして現実の場でのその適用について、個人が総合的直観的に評価し判断する力ということになるであろう。」(全国大学国語教育学会編著『国語科教育学研究』1975, 学芸図書, p. 166)と述べているが、その後広い意味での言語能力として「言語知識」「言語技能」「言語感性」の3つを立て(『進路ジャーナル』第339号, 1990・2), そのうち「言語感性」を「言語能力の全体領域の中核をなすものとして位置づけられるものであり、また一人間主体の人格の深い基底に関わる言語資質として規定されるものである。」(『月刊国語教育研究』第208号, 1989・9)としている。
- (14) 小稿では、「社会通念上ごく普通であると思われる言語表現の形成に用いられる社会言語体系」を「通常の社会言語体系」と称することにする。従ってここには、例えば「目立つ修辞技巧」や「文語表現」などは含まないことになる。修辞技巧にしても文語表現にしても、

社会言語体系に則ってはいるのだが、社会通念上は日常的でないからである。言語表現には、実態としての「一般的な表現」や「標準的な表現」は考えにくい。例えば文体に関してなら、中村明氏が「文体の標準とは何か（上）（下）」（『文学』第49巻9・10号，1981，9・10）において、文体の標準などはないという考えを示している。だが、社会通念上は「普通ならこう表現する」という観念があることも確かであり、それは単に言語体系にのみ関わるのではなく、生活実感や場面意識などに裏打ちされていることが多いと考えられる。そうした意味も含めて、「通常社会言語体系」と称することにする。

〔付記〕

小稿は第80回全国大学国語教育学会（平成3年8月1日，茗溪会館）での研究発表「『言語感覚』概念の検討」を，補筆訂正の上論文化したものである。発表後，多くの方々から貴重な御教示を賜った。記して謝意を表す。